

長野市都市内分権審議会の公開について（案）

1 会議の公開基準

会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の場合、会長は審議会に諮って会議を非公開とすることができる。

- ① 個人（法人を含む）に関する情報を審議する場合
- ② 公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しく支障が生ずる場合

2 会議の傍聴

- (1) 会議の会場に傍聴席及び記者席を設ける。
- (2) 傍聴を認める定員（記者を除く）は、会長がその都度定める。
- (3) 傍聴を希望する者（記者を除く）は、あらかじめ事務局に申し込むものとし、希望者が多数の場合は、公平性を期し抽選により決定する。
- (4) 傍聴者に会議資料を配付する。ただし、非公開情報に係る資料及び参考資料を除く。

3 審議会開催の周知

会議の開催日程等について、開催日の1週間前までに、行政資料コーナーにおいて市民の閲覧に供するとともに、市のホームページ（審議会情報）に掲載する。また、開催日前直近の広報ながのへ掲載する。

4 会議録の作成・情報提供

- (1) 会議終了後、会議録を作成し、会議資料とともに市のホームページへ掲載する。また、事務局（企画課）及び行政資料コーナーにおいて市民の閲覧に供する。
- (2) 会議録は、審議の内容を要約したものとし、委員の氏名は公表しないものとする。